
第12期 町田市福祉のまちづくり推進協議会
第30回 バリアフリー部会 会議録

【開催日時】2023年10月30日(月) 15時00分～16時15分
【開催場所】町田市役所 2階 会議室2-2

【出席者】 会場参加14名 リモート参加3名 計17名
佐藤克志、川内美彦、小池正貴、倉科大地、松本大造、桑原一貴、平川浩二、戸部広行、日山幸宏、風間幸子、濱口裕子、本間美穂、飯長喜一郎、佐々木幸男、杉田美千代、渡代真知子、川田勝也

【欠席者】
深澤香織、大庭洋平、武山信幸

【傍聴者】
0名

【事務局】
北川淳一、山野上亮、安次富洋亮、佐藤励

【協力依頼部署・機関】
いきいき総務課、堺図書館、地区街づくり課、福祉総務課

【会議次第】

1. 開会
2. 報告事項
3. 審議事項

【報告事項】

1. 部会員の変更について
2. まち歩き点検結果及び今後の進め方について

【審議事項】

1. 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の基本理念・方針について

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料1 まち歩き点検現地調査結果意見一覧表
- ・ 資料2 意見位置図
- ・ 資料3 まち歩き点検現地調査結果(写真)
- ・ 資料4 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想改定作業の今後の進め方について
- ・ 資料5 特定事業検討にあたっての視点

- ・ 資料6 ソフト対策事業について
- ・ 資料7 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想（改定素案）
- ・ 別紙1 まち歩き点検結果に関するご意見記入用紙
- ・ 別紙2 バリアフリー部会 部会員名簿
- ・ 当日配布資料1(補足)まち歩き点検結果一覧表(変更点のみ抜粋)

【議事】

1. 開会

(1) 開会挨拶

-都市づくり部 北川課長から開会のあいさつが行われた。

2. 報告事項

(1) 部会員の変更について

事務局から公安委員会山本部会員の後任として戸部部会員が就任したことが報告された。

(2) まち歩き点検結果及び今後の進め方について

事務局から資料1、2、3、当日配布資料1に基づきまち歩き点検の結果について、資料4、5、6、7に基づき今後の進め方について説明がされた。

A 部会長	市民意見募集用素案の内容確認については部会長、職務代理に一任して頂き、部会員に対しては市民意見募集の期間中に素案についての意見を頂く機会を設けるとい形で進めたいと思います。
A 部会長	特に異議がないということで、そのような形で進めていきたいと思ます。
B 職務代理	資料1のソフトでの対応可否の欄には継続的な実施、調整中、対応不可の3種類があります。継続的に実施というのはどのような意味であるか。また、調整中とはどのような意味ですか。
事務局	ハードでの対応は実施時期に応じて短期、中期、長期と記載しています。継続的に実施というのはソフト対策で対応可能なもの、または、ハードの対応が完了するまでの間ソフトでの対応を実施するという意味で記載しています。調整中は現段階で具体的な実施時期を詰め切れていないという所で調整中と記載しています。
B 職務代理	ハードの整備が完了するまではソフトを提供する、という意味であるならば、「継続的に提供する」という表現が適切ではないでしょうか。例えば意見番号19堺図書館の「非常口に段差があり、スロープはない。介助で外に出るために、基準に満たないスロープでも介助の助けにはなるのではないか。」は調整中とあるが、現在堺図書館に行っても対応してもらえないかわからないという事ですか。

堺図書館	<p>ここでの調整中というのは、対応力向上のための特別な研修等の実施時期が決まっていないという意味で記載しています。図書館には障がい者サービスがあり、現在も続けて行っています。</p>
B 職務代理	<p>継続的に実施ということで、その品質を上げていくという意味であってサービスを提供するしないと言えば提供するということになります。</p> <p>また、6ページ意見番号74 J R横浜線相原駅の「駅員がいない時間があり、助けが必要な場合はすぐに来てくれるのか、対応が心配だ。」について、理由の欄に記載してある内容は既に実施されていることであり、レベルについては問題があるかもしれないが提供はしているということです。</p> <p>こちらの意見に対して、対応不可の理由が「お客さまサポートコールシステムにより、オペレーターが対応します。」「インターホンでご用件を伺い次第、事務室で業務を行っている係員などの手配を速やかに行います。」とありますが、聴覚障がいのある方へはどのような対応を行うのでしょうか。</p>
C 部会員	<p>後ほど確認して回答させていただきます。</p> <p>※部会終了後、C部会員から「お客さまとのインターホンを介したやり取りの中で、コミュニケーションが取れない状況が確認できた場合には、聴覚障がいのあるお客さまである可能性も考え、現地の駅係員等に連絡を取って対応を行うなど、可能な限りの対応を行います。」と回答あり。</p>
B 職務代理	<p>図書館も含め、ソフトの提供はしているが弱点、十分ではない部分を改善する、という意味であるため、対応不可という言葉ではないと思います。</p> <p>また資料6について、「ソフト対策事業は特定事業ではないため特定事業計画の作成は行わない。」とあります。ソフト対策事業は合理的配慮のことであると思いますが、ソフト対策事業実施の前に環境の整備、いわゆる事前的改善措置と呼ばれる準備の段階があると思います。例えば、視覚障がいのあるお客さまが入店した際に、点字のメニューをお見せするのはソフト対策事業ですが、点字のメニューを用意しておくのはハード対策だと思います。意見番号19の簡易スロープの設置のように、一部の事前的改善措置についてハード対策が伴うならば特定事業に入るのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>前半ではハードの内容、後半ではソフトの内容について書かれているため、前半部分を特定事業、後半部分をソフト対策事業として整理が出来るかについて11月初旬頃に施設管理者と調整をしたいと思います。</p>
B 職務代理	<p>ソフト対策事業の中で事前的改善措置にあたるものに関しては特定事業計画の中に入れるということにしなければ、ソフト対策事業を提供することにならないと思います。資料6について、ソフト対策事業は特定事業ではないですが、事前的改善措置に係るものに関しては特定事業計画の中に入れていく、という様な表現が適切なのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事前的改善措置が出来るのかを含めて調整の中で留意します。</p>

A 部会長	資料1のまとめ方について、「ソフトでの対応可否」という箇所が左側の「まち歩きの意見」に対して「対応不可」、右側の「実施内容・対応不可の理由」に対して「継続的に実施」という言葉になっており、2つの意味を持っている所がわかりづらいです。事前的改善措置の視点を持って整理していくことは今後も必要になるかと思うので、他の自治体の整理の仕方も確認しながら進めて頂きたいと思います。
-------	---

3. 審議事項

(1) 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の基本理念・方針について 事務局から資料7に基づき説明

A 部会長	基本理念・基本方針は相原地区に限ったの理念・方針なのでしょうか、それとも町田市全体のバリアフリー基本構想に係る理念・方針なのでしょうか。また地区ごとで違っているならどのような視点で変わっているのか教えて頂きたいです。
事務局	今回は相原地区に関するものとして作成してありますが、全市的にも当てはまる理念や方針の内容も含まれています。 来年度以降も、他の地区で検討する中で施設の集積の特徴等、各地区に合わせた内容を検討していきたいと考えています。
B 職務代理	17ページ基本方針2について、本構想はハードの事業、十分に対応ができないものにはソフト対策事業、そしてバリアフリーの意識向上のために教育啓発特定事業を行うという3段階であると理解していますが、教育啓発特定事業しか書かれておらずソフト対策事業について書かれていません。
事務局	ソフト対策事業についての内容を基本方針2に追加したいと思います。
B 職務代理	先程3段階と伝えましたが、教育啓発特定事業はハード対策、ソフト対策の両方をカバーするものです。そのため基本方針2に追加するというより、それぞれ独立してそれぞれが重要であると書くべきではないでしょうか。
事務局	教育啓発特定事業がハード、ソフト両方に関わってくる内容であるならば基本方針3に位置づけて、基本方針2についてはソフトについて記述するという整理も出来るかと思います。
A 部会長	基本方針1で教育啓発特定事業、2でハードの整備、3でソフトでの補完について記述するという流れになるかと思います。
B 職務代理	その流れだと思いますが、本来は意識づけが出来てからハード、ソフトが進むべきである一方で、現実としては教育啓発特定事業が後からついてくる構造になっています。そのため、基本方針3に教育啓発特定事業を置くことも考えられます。 ただ、現在の基本方針3にそのまま教育啓発特定事業を入れるのは、整理として少し違うのではないのでしょうか。基本方針3として教育啓発特定事業

	<p>に関する方針を入れて、基本方針4として現行の基本方針3「多様な主体が意識を共有する」とした方が良いかと思います。</p> <p>この「多様な主体が意識を共有する」という基本方針は、地区として同一のレベル・スピードで整備を進めていくという意味も含まれていると捉えました。そこで、全体の調整はどの様に行うかが気になります。また、バリアフリーへの意識を共有しながらバリアフリー化を進めるという内容にはどのような意図があるか説明頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>これまで各地区の基本構想に基づいて実施されてきた取り組みについて、部会員への展開や特定事業計画の公表が出来ていない部分があったため、今後は基本構想策定後も関連する方々と情報を共有しながら、それぞれの取り組みを進めていくという意図です。</p>
B 職務代理	<p>バリアフリーは全体のバランスが重要です。この基本方針の中に、「バランスの取れたバリアフリー化」というニュアンスの要素が入ると良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>いただいた意見を踏まえながら、よりわかりやすい表現を検討していきます。</p>

以上